

Title	〔商法一〇〕 更生管財人の手形行為と商法二六二条の類推適用(名古屋高裁金沢支部昭和四四年七月二七日判決)
Sub Title	
Author	衣笠, 邦彦(Kinugasa, Kunihiko) 商法研究会(Shōhō kenkyūkai)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1972
Jtitle	法學研究 : 法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.45, No.1 (1972. 1) ,p.114- 120
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	判例研究
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19720115-0114

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

判例研究

〔商法 一一〇〕 更生管財人の手形行為と商法二六二条の類推適用

〈判示事項〉

更生会社の管財人が数名いて職務分掌の定めがない場合に管財人の一人が単独名義でなした手形行為につき商法二六二条を類推適用して更生会社に責任を認めた事例

〈参照条文〉 商法二六二条 会社更正法九七条

〈事実〉

A株式会社は会社更正法による更生手続開始決定を受けた更生会社で、その管財人は甲、乙、丙三名であつた。管財人甲は自己の単独名義でA更生会社の事業経営に関し支払いをなすため、被控訴人Y会社を直接の相手方として約束手形および為替手形を振出し、更に約束手形を裏書譲渡した。その後A更生会社は破産宣告を受け、控訴人X₁、X₂が破産管財人に選任された。第一審では被控訴人Y会社が原告となり、会社更生法上の共益債権から破産法上の財団債権となつた本件各手形債権の確定を請求して勝訴した。以上は争いない

事実である。

X₁、X₂はこれを不服として本件控訴に及び次のように主張した。

(一) A更生会社には三名の管財人があり会社更生法の登記公告(一七・四七条)はなされているが、職務分掌(九七条)一項但書の登記がなされていない以上管財人三名は共同して職務を行うべきである(九七条一項本文)。従つて管財人三名は会社の事業経営上の取引、また手形行為その他一切の意思表示につき共同すべく、管財人甲が単独名義でなした本件各手形行為はいずれも無効である。(二) 本件各手形行為は共同代表の定めある場合に共同代表取締役中一名の者が単独でなす無権代表行為に類似するからといつて、商法二六二条をこれに類推適用しえない。同法条の類推適用は司法的統制に服しない企業法人に対するもので、単独で代表権を行使しうる外観を作出した法人側に帰責事由があり、かつその外観を第三者が信頼した善意かつ無過失あることを要件とし、本件には右の同法条類推適用の要件は

(名古屋高教金沢支部昭和四年七月二七日判決
昭和四三年(ホ)一七六号債権確定請求事件
下級民集二〇巻七・八号五三三頁)

存しない。すなわち、本件は司法的統制に服する更生会社に関するものであり、数人の管財人が登記公告され、管財人甲の単独権限行使が他の管財人乙、丙により同意または黙認されてはおらず、その上Y会社はA更生会社の子会社であつて管財人甲はその代表取締役を兼任していたばかりか、Y会社を個人保証する等利害共通の立場にあつた等の事情からすれば、本件各手形の外観をY会社が信頼したとはいえず、少なくとも共同すべき他の管財人あることを知らないことに過失なしとはいえない、と。

これに対し被控訴人Y会社は次のように主張して争つた。(一)会社更生法九七条一項本文は原因関係の取引については格別、現金の支払いに準ずる手形行為については適用されない。(二)管財人三名の間には正式の職務分掌はなかつたが事実上甲は経営部門を、乙は経理部門を、丙は法律部門を担当し、管財人甲は単独名義でA更生会社の事業執行につき数多くの手形を振出し、同会社の取引銀行さえその手形を何ら疑わず決済してきた。右事実を他の管財人乙、丙も認め、監督裁判所もこれを黙認した。それゆえ本件各手形はかりに無効だとしてもこれを有効と信ずるにつきY会社に過失なく、商法二六二条を類推適用しても本件各手形は有効である。その余の控訴人主張事実は否認する、と。

〈判旨〉 控訴棄却

判旨は(一)について控訴人X₁、X₂の主張を容認して、「会社更生法九七条一項によれば管財人数名あるときは職務分掌の定めなき限り共同して職務を行うこととされているところ、職務分掌の定めのみ存す

ることについてこれを認むべき証拠のない本件においては、管財人全員において手形行為その他一切の法律行為をなすべきである。にもかかわらず管財人甲単独名義で振出又は裏書のなされた本件各手形は無権限による代表行為として更生会社に対し効力を生じない」と決した。しかし、判旨は(二)について本件各手形行為への商法二六二条の類推適用を詳細な理由を示すことなくこれを肯定し、「訴外甲はA更生会社の更生管財人として常勤し経営部門を担当し他の管財人たる丙、乙の同意の下に取引、資材購入、代金支払の職務を担当し、経理課長をして甲の単独名義で手形の振出又は裏書の記名捺印をなさしめており、他の管財人もこれを黙認し敢て意議を述べなかつたこと、本件各手形も右のごとくにして管財人甲の単独名義で振出又は裏書されたものであること、三管財人の間には正式の職務分掌の定めは存しないが、事実上職務分掌がなされ、監督裁判所も管財人甲が経営部門を担当し、単独名義で手形行為をなしていたことを黙認していた」と事実認定し、「右の事情より考えると、本件各手形の振出又は裏書の直接の相手方である第三者ないし本件手形取得者たるY会社において管財人甲が単独で手形行為をなしうるものと信じており、かつ右信ずるにつき過失がなかつたものと推認され」、「してみれば更生会社は管財人甲単独名義で振出、又は裏書された本件各手形について振出人又は裏書人としての責に任ずべきである」と決して、被控訴人Y会社の主張を容認した。

〈評釈〉

本件は上告され最高裁第二小法廷判決は共同代表へ商法二六二条

を類推適用した判決(四四二・四二八(最高裁))を援用しつつ、本件判旨と同様の理論によりこれを肯定して上告を棄却した(最高裁昭和四四年三月二〇三判決、判例時報六二〇巻一頁、文獻もそこに掲げられている)。最高裁判決には松本判事の少数意見がある(曰く、更生管財人の地位は破産管財人に類す称以外を用いず、その権限行使は裁判所の監督に服するから、商法二六二条は類推適用しえない、共同代表についても同様である、多数意見は第三者保護に急な余り、利害関係人の利益を省みない態みがあり、会社更生)。最高裁で意見が割れたのは、会社更生法が事業維持と破産回避による立直りを図るといふ二つの目的を有するため、前者を強調すれば第三者保護に向い後者を強調すれば利害関係人保護に向うからである。本件事例と同様な事態は会社更生手続と同様に和議、整理という営業継続、事業維持を前提としやがて作成される計画に従つて会社債務を弁済し企業の立直りを目標とする第一グループでも、破産、通常清算、特別清算という営業終了結または事業破綻を前提とし会社債権者への原則的な平等弁済の後企業への解体を惹起する第二グループでも、共に生じうるのである(執行では、裁判所は必要に応じて会社業務および財産の管理のために会社代表権・業務執行権・財産の管理処分権・各種訴訟提起権を専有する(前三三・三六条)①、なお①による業務制限処分ありうる。管理人の職務執行につき破産法一六三条乃至一六六条が適用される(商四〇三三)。管理命令も業務制限処分なければ会社の機関は従前と同じ権限をもって継続する。それゆゑ、整理も共同管理人、共同取締役が存在しうる。そして破産法一六三条は会社更生法九七条と同趣旨である。和議では管財人の権限は制限されており(和三四・三三八、四七、四八)、手続開始後も和議債務者は財産の管理処分権を失わない。(和三四三三、三三三、三三三)。故に管財人には問題がないが、和議債務者が株式会社であれば共同代表取締役が存在しうる。通常清算・特別清算でも共同代表清算者が存在しうる(商四三〇二・二六一)。故に各手続につき同様な事態あり)。本件判旨および最高裁多数意見は同じ論法をどこまで推及する意図か直接には不明だが、その歯止めも必要である。本件判旨および最高裁多数意見の実質的理由は次の様である。すなわち、更生計画開始決定と共に更生管財人は一般的差押の効果として更生会

社の事業経営権および財産の管理処分権を取得する(会更五。無論その権限行使のための職務執行につき裁判所の監督を受け、一定の行為をなすにつきその許可をえなければならず(会更五)、当該更生会社の社団関係上の活動にまでは及ばない(それは依然取)。しかし、権限行使により更生会社の財産的法律関係を変動せしめる点で、更生管財人の法律上の地位を更生会社の代表機関(本件判旨は「無権限による代でないとして、一種の公的機関、利害関係人集団の執行機関、更生財団の執行機関のいずれかだと見ても、代表機関と同様な地位にあるといえる。また更生管財人の事業経営は当該更生会社の目的により当然制限を受けるし、資金難により販路の拡張経営規模の拡大は期待しえないが、会社が通常の状態でなす所と格別異なる規律に服するわけではない。故に更生管財人が事業経営上行う私的取引行為につきその安全保護を考慮すべきである。所で会社更生法九七条一項本文は各管財人毎に職務執行が分裂することを防止しその統一を図ると共に、更生会社の事業経営権とその財産に対する管理処分権を管財人団をして行使せしめることにより利害関係人をその濫用から擁護するための規定である。故に更生管財人数名あるときは共同することを職務執行の有効要件とすると解すべく、手形行為その他一切の意思表示は共同してなさねば効力を生じない(この点に異論なく、故に)。この点で数名の更生管財人による権限行使の態様は株式会社における共同代表取締役のそれと軌を一にする。そこで、共同されなかつた法律行為を無効とすることによる利害関係人保護の要請と、更生管財人側に帰責事由がある限りその効果を更生財団(実質的には財団が主体になると

いふのみで、)に帰属せしめることによる取引安全保護の要請とが併存し、二つの要請を調和させる手段として商法二六二条の類推適用が問題となる。本件判旨および最高裁多数意見は類推適用を肯定して、原則的には利害関係人を保護するが、個別的に商法二六二条の要件が充足される限りで取引の安全を保護することによつて、右二つの要請を妥協させたと見るべきである。解決策としては妥当であると考えたい。

第一・第二のグループの各手続でも取引行為の行われることが制度上予想されており、この取引行為に動産の即時取得(民一九二、なお八六四、有価証券の善意取得(商二二九、五一九、手一六、参照)、二〇九、二二)等、個別的な取引の安全を図る諸規定はその要件を充足する限り適用される。もし会社側または財団(破産財団と更生財団)側が財産を増加すれば適用され、そうでないと適用されないなら、取引安全保護の要請は偏つたものとなる。破産手続においてすら管財人は個別的取引行為の代理人を選任しようとされている以上、民法の表見代理の規定は当然適用を見る。だから、手続参加債権者への弁済担保の減少を意味する会社または財団の積極財産減少||消極財産増加は各手続の維持と目的達成のために極力防止すべきだが、この手続維持の要請||利害関係人保護の要請の前に取引安全保護の要請は後退するわけでない。同時に破産管財人なり更生管財人なりが一種の公的機関であると解しても、取引の安全が当然考慮されるから、この点は拘わらないでよい。

通常清算・特別清算・破算の場合、会社はその目的の範囲内で存

在(商四三〇I、一)、もはや營業を継続せず、清算人の権限は現務終了・債権取立債務弁済・残余財産分配(商四三〇等およびそのための会社代表権に限定され、破産管財人はかかる会社の財産集合体たる破産財団の管理処分権を有するのみである(七破))。故に代表清算人なり破産管財人なりの名称は營業を継続する企業の包括的な代表権またはそれに相当する事業経営権および財産の管理処分権の存在を推認せしめない。商法二六二条は、一定の名称が特定の機関の制度上の全権限の存在を推認せしめれば類推適用しうると考えれば、代表清算人なり破産管財人なりの名称もこの意味での名称であるから、第二グループへも類推適用しうることになる。所で、商法二六二条に類する表見支配人に関する商法四二条がある。両条は代表権および支配権の範囲が民法一一〇条を強化して不可制限的とされたことに対応して(商三八四、二六一三)、民法一一〇九条を修正・制度化し(民法一〇九条は第三者に対する代理権授与という觀念通知の存在をその中核的要件とする、単なる名称付与なり使用黙認ということだけでは、両者にこの要件に該当しないから、両条を設け)、代表権および支配権の存在を推認させる名称に基づく外観信賴者を保護し取引の安全を図る同趣旨の規定である。支配人制度は營業の継続を前提とし商法四二条は当然この前提の上にある。そして昭和十三年法は両条を個別的に設けた。だから、商法二六二条も營業の継続を前提とすると見るべく、同条にいう名称は故に營業の継続を前提とする株式会社の包括的な代表権の存在を推認させることを要する。商法四二条にいう名称の典型例が支配人であるのと同様に、代表取締役は「代表スル権限ヲ有スルモノト認ムベキ名称」の中にその勿論解釈として含ませう(争いがあつて)。してみる

と、商法二六二条は一定の名称が營業の繼續を前提とする企業の包括的な代表権またはそれに相当する事業経営権および財産の管理処分権の存在を推認せしめなければ、類推適用しえないと解すべきであらう。このことは、商法四三〇条が清算人につき商法二六二条の準用を明瞭に拒否したことから察知しうる。従つて商法二六二条は少なくとも第二グループへ類推適用できない。第一グループは制度上營業の繼續・事業の維持を前提とするが、各手続開始要件(商三八三、和二三一、七、會)を見て明らかなことは、このグループの各手続が行われる会社はもはや破産・寸前にあり、手続開始後も通常の状態で營業を繼續することは期待できず、手続終了後の事業繼續を困難ならしめぬ状態を保持することが精一杯であるのが実情であらう。

もしこのことを重視すれば、それだけで商法二六二条は第一グループへ類推適用できないことになる。これは管理人や更生管財人に關し破産管財人の規定を準用しましたは類似規定を設けたことと調和する解釈かも知れない。しかし、制度が營業の繼續を前提とするものと理解すれば、整理での管理人および管理人が選任されないときの代表取締役(ここでは業務制限処分がなされ、三されでない場合を考へる)と、和議での代表取締役、会社更生手続での更生管財人(但二三三、五三三、五三三)という名称は、その権限に種々の制約を受けるが、なお營業の繼續を前提とする企業の包括的代表権またはそれに相当する事業経営権および財産の管理処分権の存在を推認させる名称であると考えられるのではないか。

整理および和議は裁判所の監督の下に行われることに対応し(非訟三、五、和二三、破)、各手続が行われる会社の活動は監督員または管財人

の監視を受ける(商三九七、和二三一、但)。しかしその枠内での活動は依然会社の任意であり代表取締役等の選任解任監督権も会社が留保する(商三八八、參照)。故に共同代表取締役中一名の者が単独で「代表取締役」という名称のもとに法律行為をなしても、その名称付与(この点は実は会社側の支配できる所であるから、その結果を会社に帰せしめて差支えない。だから、右の場合には商法二六二条は類推適用できる。所が、整理の管理人と会社更生手続の更生管財人とは右と事情が別である。両者共に裁判所により選任解任または改任され(非訟一三五ノ五、七ノ五、一三五ノ二五、會)、その氏名住所は登記され(商三八三、非訟一五七九四、九八の五、九八の三)、その氏名住所は登記され(商三三五、商登一五、商登四〇、會更、數名あるときは共同して職務執行するを要し(商四〇、破一七〇、四七、會更、一七三))。ただ裁判所の許可をえて分掌でき(分掌は登記公、告されぬ)として裁判所の監督に服する(非訟一三五ノ二、五、會更九八の三)。つまり、裁判所の監督を受けることから、名称付与の帰責事由を会社側または更生財団側に認めてよい(か(おいで解責事由を認めてよい)か)。そして、商法二六二条の類推適用を肯定すれば職務分掌に対する裁判所の許可決定を無用ならしめぬか、この二つの問題がある(以下管財人につき述べる。管)。先ず後者の問題について。会社更生法九七条一項本文は更生管財人の職務執行の統一とその権限濫用防止を目的とするから、但書に従い裁判所の許可決定(定があることにならない)をえて職務分掌しない限り各自単独で分掌事務を専行し対外的な意思表示をすることはできない(職務の許可をえれば単独で意思表示できるか問題である。もしなしうるなら当然第三者に影響があるから公示手段をとるべく、そうでないと數名の管財人につき氏名住所の登記公告あることと調和しない。職務分掌の登記公告が会社更生法上(破産法上)に於ては、分掌許可があつてもそれは内部的なものに止まり(破産法上)に於ては職務執行の統一を害しない)——対外的には必ず數名の共同を要する——そうしない権限濫用は防止されない——と解する余地がある。なお許可なき分掌は他者から特定の者への分掌事

務に関する包括委任であり、単独で分掌事項に関して法律行為をなしても当然無効で、追認の余地なく、行為者に無権代理人に過ぎた責任追求なしとするのみ、かかる場合に効果を財団に帰属せしめるために適し。しかし、事業経営権と財産の管理処分権が更生管財人に原則的に専属する以上、職務分掌は元来その権限の内内容であり、同条項但書は更生手続遂行上の不統一防止を図る見地から出た（但書は権限濫用を問題にしてはいたと考ええてよいのではないが、権限濫用は権限行使の結果不当に更生会社の財産的・法律関係に変動を生じさせることである。これに対し、分掌は内部的なものだけで考えれば、分掌関係の「財産的」法律関係に影響はないものとも、事実行為につき別の考慮が必要だが、）いわば内部的制限である。本件判旨および最高裁多数意見が職務分掌を黙認したと述べるが、それは本件更生会社の場合、分掌を現実にする必要があつたこと、黙認しても手続遂行上の不統一を来さないことを考慮したからではないか。もしそうなら、商法二六二条の類推適用を認めても裁判所の許可決定（制度）の潜脱にならない。また、会社更生法五五条は一定の行為をなすにつき裁判所の許可を要求して管財人の権限に加えた内部的制限を定める（（なお会社更生法）五四条違反行為を無効としつつ、但し善意の第三者に対抗しえずとして（類似として破一〇一、二〇六頁、二〇七頁、四四五頁がある））、裁判所の許可決定を結果的に無用なものにしてゐる。この二点に対比しても、本件では直接許可決定の潜脱に拘わる必要ないといえないか。前者の問題については、裁判所は更生管財人を選任し在職中これを監督し、重要な事由があるとき利害関係人の申立によりまたは職権で解任できる。利害関係人は僅かに解任申立権を通じて管財人の職務執行を監視できるに止まり、それ以外の場面では裁判所の監督と管財人の善良なる管理者の注意義務に全服の信頼を置く外ない。しかし、裁判所の監督も管財人の自由裁量に委ねられた部分には及ばず、職務執行の法律適合性に及ぶのみであ

る。このように更生手続の遂行を全面的に管財人に委ねた理由は、複雑な利害の公正かつ衡平な調整を図るため利害関係人の干渉を極力排除する必要があること、事業の継続と更生を図るため法律的・会計的、とりわけ経営的才腕が管財人に要求され、会計面・経営面の職務執行はその性質上裁判所の監督に親しまないことである。その結果、更生会社の事業経営権と財産に対する管理処分権は管財人に専属し、管財人は外に向つて更生財団を、いわば代表し、内に向つて善良なる管理者の注意義務をもつて職務執行すべく、これに違反して損害が生じれば利害関係人に賠償しなければならぬ（八三九）とされている。だから、管財人間の事実上の職務分掌による単独で法律行為をなしうる名称付与に基づく外観作出の結果は、管財人側に帰責事由があることで更生財団に帰せしめても不当でないのではないか。裁判所の許可決定なき職務分掌は当然法律違反だから、裁判所の黙認は名称付与に基づく外観作出への加工だと見れば、利害関係人の負担においてその結果を更生財団に帰せしめてよいか問題ではある。しかし、裁判所の許可なき職務分掌が長期に渡つたと見うる本件では、それは重要な理由に該当するから、利害関係人は解任申立権を有したのではないか。もしそうなら、更生財団に帰責させることは不当でない。最後の問題は、管財人数名あるときはたとえ職務分掌の許可があつても必ず共同して法律行為をなさねばならぬことが法定されている点である。これをも五四条と同じ意味での管財人の権限に加えられた内部的制限だと考えれば、五五条との均衡を保つ上で、商法二六二条の要件を充す限りで、個別的取引の安

全を保護できそうだが、この解釈は無理である。しかし、管財人相互での個別的取引の委任がもし許されるなら、個別的取引の委任の繰り返しである限り、その結果は有効に更生財団に帰属する。個別的委任の繰り返しが実質的な包括委任となりうることに注目できるのなら、この場合は九七条一項本文の権限行使の法定的態様を潜脱している。もしそうなら、事実上の職務分掌による包括的委任の許

に名称付与があつたと見られる本件では、商法二六二条を類推適用してもよいのではないか。

以上のように、本件判旨(および本件判旨を支持した最高裁多数意見)は正当であつたと評する。評釈者は商法二六二条が共同代表に類推適用できることを前提に評釈した。この前提自体に争いがある。

(衣笠邦彦)